

39201

高知県

高知市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円)	従業員(人以上)			
地域経済牽引事業 10,000 (農林漁業関連業種 5,000)	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
高知市産業活性化 条例	H7.4	次に掲げる事業 (1) 次に掲げる事業を行う者であること。 ア 製造業 イ 情報通信関連業 ウ 港湾振興に寄与する事業 エ エコタウン事業 オ 地域資源活用事業  (2) 指定地域(別に定める基準により市長が指定する地域をいう。以下同じ。)に工場等を新設又は移設する事業で、次に掲げる要件を満たし、かつ、市長が必要と認めるもの ア 用地取得又は土地賃貸借契約後3年以内に操業を開始したものであること。 イ 長浜産業団地 面積要件無 情報通信関連業 500 m <sup>2</sup> 以上 過疎地域 500 m <sup>2</sup> 以上 その他指定地域 1,000 m <sup>2</sup> 以上 ※指定地域とは、市又は国県その他の公共団体等が造成し、分譲又は貸与する企業団地、港湾関連用地などをいう。	<b>【助成金】</b> 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額。ただし、年額1億円を限度とし、かつ、5年間を限度とする。 (1) 土地 ○ 長浜産業団地 30% ○ 長浜産業団地以外 5% (2) 土地以外の投下固定資本総額 5% ※一部、除外経費あり
		(2)指定地域に工場等を移設することに伴 い既存の設備を移設する事業	○設備移設費用の 5/100 以内の額。ただし、年額1億円以内で、5年間を限度
		(3)指定地域に工場等を新設又は移設す	○新規雇用者1人につき 10 万円(障害者

		<p>る事業で次のいずれかの要件を満たすもの</p> <p>①障害者の新規雇用者等が1人以上</p> <p>②新規雇用者等(障害者を含む)が10人(中小企業者は1人)以上</p>	<p>等については、1人につき20万円)ただし、500万円を限度</p>
		<p>(4)指定地域におけるエコタウン事業で、本市と土地賃貸借契約を締結するもの</p>	<p>○土地賃貸借契約に基づく借料の1/2以内の額(ただし年額1,000万円以内で3年間を限度)</p>

39202

高知県

室戸市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)				
過疎地域	2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
室戸市企業誘致推進条例	H19.12	(1)投下固定資産が2,700万円超 (2)新規雇用従業員が3人以上 (3)環境保全に適切な措置を講ずると認められる (4)租税及び市公課の滞納がない <b>【対象業種】</b> 製造業、農林水産物等販売業、旅館業、農業、林業、漁業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、飲食サービス業、医療、福祉	<b>【奨励金】</b> ○ 固定資産税相当額 (5年間) ※課税免除の適用が受けられる場合はその差額
室戸市コールセンター一等誘致促進条例	H26.10	<b>【交付対象者】</b> 室戸市内に事務所を開設するコールセンター一等事業者で次に掲げる要件をすべて満たすもの (1)操業開始の日から起算して1年以内の新規雇用者のうち雇用の期間の定めのない常用雇用者が5名以上であること。 (2)操業開始の日から起算して1年以内の雇用の期間の定めのない常用雇用者数の割合が100分の80以上であること。 (3)納付すべき租税及び本市公課の滞納がないこと。 (4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団に所属していないこと。	<b>【奨励金・交付額】</b> 奨励金は、次に定める額の合計とする。ただし、一の会計年度の奨励金の額は2,000万円を限度とし、事業認定の日から起算して5年間を限度とする。 また、国、県等の制度で助成金、奨励金等の適用を受けることができる場合は、その適用を受けることを優先し、奨励金は、その差額分について適用するものとする。
		<b>【交付対象経費】</b>	

	コールセンター等の操業開始後5年間の期間中次に掲げるもの	
	(1)土地・家屋の賃貸に係る費用	(1)土地・家屋賃貸借契約に基づく借料の2分の1以内の額。ただし、総額 1,000万円を限度とする。
	(2)雇用者を対象とした人材育成のための研修に係る費用	(2)雇用者を対象とした人材育成のための研修を行う場合は、研修に係る費用(社内の講師に係る費用(注 1)を除く。以下同じ。)の4分の3以内の額
	(3)コールセンター等を操業するに当たり新規に雇用する者で、次の各号のすべてに該当するものの給与 ア 操業開始から6月を経過した日、9月 30日及び3月 31 日を基準日とし、各基準日以前6月以内の期間において勤続期間が6月以上となっている者 イ アに規定する基準日において労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 107 条の規定による労働者名簿に記載されている者 ウ 基準日において雇用保険の被保険者の資格を有する者 エ 基準日において住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)により室戸市の住民基本台帳に登録されている者 オ 退職補充のために新たに雇用される者以外の者	(3)次に掲げる者の労働形態の区分に応じ(奨励金の交付対象期間中に労働形態が変更された場合は、左記の基準日以前6月以内の期間のうち3分の2以上の期間を満たす労働形態を対象として算定する。)、新規雇用者1人当たりそれぞれ次に定める額(障害者については、全体の雇用者数に対する割合が 100 分の3以上である場合(前回の交付の額の算定時に当該割合が 100 分の3未満であった交付対象者にあつては、全体の雇用者数が増加し、当該割合が 100 分の3以上となった場合)に限り、1人につき 10 万円を加えて得た額)とし、1回を限度として交付する(同一人物を再雇用した場合は再度の交付は行わない。)。また、2年目以降は増加人員分を対象とし、退職者の補充は対象とはしない。 ア スーパーバイザー(注 2)(操業開始の日から6月を経過した日における全ブース数の5分の1以内の人数を限度とする。) 100 万円 イ 常用雇用者(注 3)(スーパーバイザーを除く。) 50 万円 ウ パートタイム労働者(注 4) 30 万円
	(4)人材確保に係る費用	(4)人材確保に係る費用の2分の1以内の額
		(注 1)社内の講師に係る費用 社内の講師に対する報酬、交通費等をいう。

			<p>(注 2)スーパーバイザー オペレーターを管理する者をいう。</p> <p>(注 3)常用雇用者 1週間の労働時間が30 時間以上の者をいう。</p> <p>(注 4)パートタイム労働者 1週間の労働時間が20 時間以上30 時間未満の者をいう。</p>
--	--	--	--

39203

高知県

安芸市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円)	従業員(人以上)				
過疎地域	2,700 超	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

制度名	制定年月	対象者の要件	内容
安芸市コールセンター等立地促進事業費補助金	H30.3	<p>市内にコールセンター等を開設する事業所で要件を全て満たすもの</p> <p>(1) 操業開始後1年以内に以下の新規雇用を伴うこと            コンタクトセンター 20人以上            バックオフィス 10人以上 等</p> <p>(2) 高知県指定企業かつ市が誘致した企業であること</p> <p>(3) 納付すべき本市公課の滞納がないこと</p>	<p>1. 土地・建物の賃借料</p> <p>2. 研修費</p> <p>3. 新規雇用に係る奨励金(6か月以上継続雇用された市内在住者、各雇用形態による補助)</p> <p>・限度額 3,000 万円</p> <p>・補助期間 最長5年</p>

39204

高知県

南国市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名 要綱	奨励金の 種類	対象者の要件	内 容
南国市企業立 地奨励金交付 要綱	企業奨励金	○新設企業(ただし、本市が指定する団地以外の指定地区においては、製造業(日本標準産業分類における製造業)に限る。)	固定資産税相当額 (20万円を超える場合) ○限度額 4,000万円 ○助成期間 3年間
	環境整備 奨励金	○企業奨励金の交付を受ける新設企業で、下記のいずれかに該当するもの (1) 事業所においては、建物等(土地を除く。)の設備投資額(償却資産を含む。)が5,000万円以上 (2) 試験研究施設及びソフトウェア業等施設を有する施設企業においては、建物等(土地を除く。)の設備投資額(償却資産を含む。)が2,500万円以上	①緑地整備費 交付対象経費の1/2の額 (100万円を超える場合) ・限度額 500万円 ②周辺環境対策整備費(法令又は環境協定に定められた基準により整備されるものを除く) 交付対象経費の1/2の額 (20万円を超える場合) ・限度額 2,000万円 ○上記の整備費①②は、家屋建設完了後1年以内に整備したものに限る。
	雇用促進 奨励金	○企業奨励金の交付を受ける新設企業で、下記のいずれかに該当するもの (1) 事業所においては、新規雇用者の数が5人以上 (2) 試験研究施設及びソフトウェア業等施設を有する新設企業においては、新規雇用者の数が2人以上	新設企業の操業開始後3ヶ月までに当該新設企業に新たに雇用された者で、1年間継続して雇用されている市内在住の常時雇用者 ○1人当たり 50万円(1回のみ) ○限度額 500万円
南国市コール センター等設 置奨励金交付 要綱	コールセンタ ー等設置奨励 金	○コールセンター、バックオフィス及びコンテンツ産業に係る事務所を開設する事業者で、次に掲げる要件を全て満たすもの (1) 操業開始の日から起算して1年以内の新規雇用者のうち常用雇用者について、次に掲げる業務形態の区分に応じ、それぞれ次に掲げる人数を雇用すること。 ア コールセンター 20名以上	① 人材育成の研修費 対象経費の1/2の額 ② 市内在住の新規雇用者一人当たりそれぞれ次に定める額(1回のみ) ・正規社員 90万円 ・非正規社員 60万円 ・パートタイム労働者 30万円 上記のうち障害者及び子育て世代の者

		<p>イ バックオフィス 10名以上  ウ コンテンツ産業 5名以上  エ サテライトオフィス(※)5名以上  (2) 南国市が誘致した企業であること。</p> <p>(※)サテライトオフィス  高知県内の主な拠点となるコールセンター又は  バックオフィス以外に、南国市に設置するコール  センター又はバックオフィス</p>	<p>に限り10万円を加えて得た額</p> <p>③ 土地・家屋賃借料  対象経費の1/2の額  ・限度額 900～1,500万円</p> <p>④ 人材確保に係る費用  対象経費の1/2の額  ○限度額 2,000～4,000万円  ○助成期間 3～5年間</p>
--	--	--	---



39205

高知県

土佐市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
同意集積区域 10,000 (農林漁業関連業種 5,000)	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
土佐市企業立地 促進条例	H20.6	新設 (1)新規雇用者が 10 人(中小企業5人) 以上 (2)投下固定資産が 1 億円(中小企業 3,000 万円)以上 増設又は移転 投下固定資産2億円(中小企業 5,000 万円)以上、新規雇用者 20 名(中小企 業5人)以上	企業立地奨励金 ○企業立地に係る奨励金 固定資産税相当額(5年間) 各年度交付限度額 5,000 万円 ○人材確保に係る奨励金 人材確保に係る費用の全額 限度額総額 500 万円(3年間)
		次の各号のいずれかに該当する場合 (1)市が誘致したもの (2)操業開始日に新規雇用者 10 名以上	賃借設置企業立地奨励金 ○賃借料に係る奨励金 賃借契約における事業所等の月額賃借料に 1/2 を乗じて得た額(3年間) 1月あたり限度額 50 万円 ○開設費用に係る奨励金 事業所開設に要する以下の費用の合計額(操業開 始日までに要した費用に限る) 限度額 1,000 万円 ア 改装費用 イ 通信回線設置費用 ウ 機器等の購入、賃貸借及び搬入費用 エ その他市長が認めた費用 ○人材確保に係る奨励金 人材確保に係る費用の全額 限度額総額 500 万円(3年間)

		<p>企業立地奨励金又は賃借設置企業立地奨励金の新規雇用人数を満たした場合</p>	<p>雇用促進奨励金</p> <p>○企業立地に係る雇用促進奨励金 新規雇用者1人につき、 契約期間の定め なし 40万円以内 (障害者 50万円以内) あり 30万円以内 (障害者 40万円以内) 限度額 5,000万円</p> <p>○賃借設置企業立地に係る雇用促進奨励金 新規雇用者1人につき、1回を限度として、 契約期間の定め なし 30万円以内 (障害者 40万円以内) あり 20万円以内 (障害者 30万円以内) 限度額 3,000万円 初回新規雇用者採用日から3年間を限度</p>
--	--	---	--

39206

高知県

須崎市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員 (人以上)			
企業等誘致促進条例 5,000 須崎市企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の対象になるものを除く	10	課税免除	固定資産税	3年間
同意集積区域 20,000 (農林漁業関連業種 5,000)	—	課税免除	固定資産税	3年間
過疎地域 2,700	—	課税免除	固定資産税	3年

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
須崎市企業等誘致促進条例	H13.10	(1) 投下固定資産が 5,000 万円以上 (2) 新規雇用従業員が 10 人以上 (3) 環境整備に努める者 (4) 本市に納めるべき公金の滞納がない者	奨励金 ○2,000 万円限度 ○県補助を受けた者は 5,000 万円限度

39208

高知県

宿毛市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
※1 3,000 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業	—	課税免除	固定資産税	5年間
半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例による	—	不均一課税 初年度 1/10 2年度 1/4 3年度 1/2	固定資産税	3年間
※2 3,000 製造業、道路貨物運送業、海上運送業、倉庫業、こん包業、卸売業	—	課税免除	固定資産税	5年間
宿毛市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例による	—	課税免除	固定資産税	5年間

※1 高知西南中核工業団地への工業等導入における固定資産税の課税免除に関する条例

※2 宿毛湾港工業流通団地への工業等導入における固定資産税の課税免除に関する条例

39209

高知県

土佐清水市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)				
過疎地域	2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間
半島地域	2,700	—	不均一課税 初年度 1/10 2年度 1/4 3年度 1/2	固定資産税	3年間

39210

高知県

四万十市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
半島振興 ※四万十市固定資産税の不均一課税に関する条例による	—	不均一課税 初年度 1/10 2年度 1/4 3年度 1/2	固定資産税	3年間
過疎地域 2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間

39211

高知県

香南市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
同意集積促進区域 10,000 (農林漁業関連業種 5,000)	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
香南市企業誘致条例	H18.9	○青色申告書を提出するもの ○投下固定資本額 3,000 万円超 ○市内在住者又は在住予定者雇用 20%以上	助成金 ○固定資産税の 25% (3年間)

39212

高知県

香美市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
過疎地域 2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間
促進区域 20,000				
(農林漁業関係業種 5,000)				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
香美市企業立地促進条例	H18.3	○市内に新たに事業所を設置する法人 ○土地取得日(又は借地日)から3年以内に操業開始 ○敷地面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上 ○延べ床面積 500 m <sup>2</sup> 以上	
		○賦課年度の固定資産税全額を納付期限内に完納	操業奨励金 ○固定資産税相当額(5年間) ※法律等に基づく減免措置を受けられる場合はその差額
		○新規常用雇用者数5名以上 新規常用雇用者とは、労働者名簿登録者であり、かつ、雇用保険の被保険者である者をいう	雇用奨励金 ○新規常用雇用者のうち、香美市における住民基本台帳に1年以上登録されている者1人当たり 10 万円(3年間) ○限度額 200 万円(年額)
		○BOD日間平均5mg/l以下の機能を有すること  ※高知テクノパークのみ該当	排水処理施設整備奨励金 ○1日あたりの処理能力について交付(新設及び操業開始の日から5年以内の増設) ①浄化槽 処理能力1m <sup>3</sup> につき 50 万円 ②産業排水処理施設 処理能力1m <sup>3</sup> につき 13 万円



39302

高知県

奈半利町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円超)	従業員(人以上)			
過疎地域 2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間

39303

高知県

田野町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
過疎地域	2,700	—	固定資産税	3年間

39304

高知県

安田町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)				
過疎地域	2,500	—	課税免除	固定資産税	3年間
導入促進基本計画に基づく計画認定を受けた以下の設備 ・機械装置 160 万以上 ・測定工具及び検査工具 30 万以上 ・器具備品 30 万以上 ・建物付属設備 60 万以上 ・構築物 120 万円以上 ・事業用家屋(取得価格の合計額が 300 万円以上の先端設備とともに導入されたもの)			課税免除	固定資産税	3年間

39305

高知県

北川村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
過疎地域 2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間

39306

高知県

馬路村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)				
過疎地域	2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間

39307

高知県

芸西村

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
芸西村企業誘致条例	S62.6	○敷地面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上 ○建築面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上	助成金 ○固定資産税の 25% (5年間)

39341

高知県

本山町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域	2,700 万円以上	課税免除	固定資産税	3年間

39344

高知県

大豊町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
過疎地域 2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間
地域経済牽引事業 10,000 (農林漁業関連業種 5,000)	—	課税免除	固定資産税	3年間



39363

高知県

土佐町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円超)	従業員(人以上)			
過疎地域 2,500	—	課税免除	固定資産税	3年間

39386

高知県

いの町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)				
過疎地域	2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
いの町産業振興奨励金交付要綱	H25.4	(1)工場等を新設の場合は常時雇用従業員数が 20 人以上、工場等を増設、移転、新築、改築又は増築する場合は、新たに雇用する常時従業員数が 10 人以上であること (2)納期限の到来した町税を完納していること	【奨励金】 ○ 固定資産税相当額 (操業開始日以後最初の課税年度から5年度) ※国等から交付される補助金等があるときは除く。

39387

高知県

仁淀川町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
過疎地域 2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間

39401

高知県

中土佐町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
1,500	—	奨励金又は固定資産 税の減免	固定資産税相当額	3年間
500	10			
—	20			
過疎地域 2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間
同意導入促進基本計画(生産性向上特別措置法第 38 条第 2 項に規定する計画)に定める業種に属する事業の用に供する法附則第 15 条第 47 項に規定する機械装置等の導入。		課税標準額を0とする	計画に基づき導入する機械装置等の固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
中土佐町工場、事業場設置奨励条例	H18.1	次の各号のいずれかに該当するもの (1)投下固定資産総額が 1,500 万円以上 (2)常時使用する従業員が 20 人以上 (3)投下固定資産総額が 500 万円以上で、常時使用する従業員が 10 人以上	奨励金 ○固定資産税の収納額に相当する額の範囲内 (3年間) ※奨励金の交付または固定資産税の減免

39403

高知県

越知町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円超)	従業員(人以上)			
過疎地域 2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間

39405

高知県

梶原町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円超)	従業員(人以上)			
過疎地域 2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間
—	50	課税免除	固定資産税 (町民税を含む)	3年間

39410

高知県

日高村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)	従業員(人以上)			
同意集積区域 20,000 (農林漁業関連業種 5,000)	—	課税免除	固定資産税	3年間

39411

高知県

津野町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額 (万円超)	従業員(人以上)				
過疎地域	2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
津野町企業誘致条例	H21.6	新設に要する資金が 2,700 万円以上で 10 人以上の雇用	新設は、200 万円を交付
		増設に要する資金が 1,500 万円以上で3人以上の雇用	増設は、100 万円を交付



39412

高知県

四万十町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)				
過疎地域	2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
四万十町企業立地等促進条例	H29.12	(1)新設事業 一の事業用施設等でこれを構成する減価償却資産の取得価格の合計額が 2,700 万円を超え、かつ、4人以上の従業員の雇用を伴う新設  (2)増設事業 一の事業用施設等でこれを構成する減価償却資産の取得価格の合計額が 1,000 万円を超え、かつ、2人以上の新たな従業員の雇用を伴う増設	新設又は増設に係る家屋及び償却資産並びに土地(取得の日から起算して1年以内に、当該土地を敷地とする事業用施設等の整備の着手があった土地に限る。)に対して課される固定資産税相当額を限度として助成金を交付  (1)新設の場合 3年間 (2)増設の場合 2年間

39424

高知県

大月町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
過疎地域 2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間
半島振興 2,700	—	不均一課税 初年度 1/10 2年度 1/4 3年度 1/2	固定資産税	3年間

39427

高知県

三原村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円超)	従業員(人以上)			
半島振興 2,700	—	不均一課税 初年度 1/10 2年度 1/4 3年度 1/2	固定資産税	3年間
過疎地域 2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間

39428

高知県

黒潮町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員 (人以上)			
半島振興 500 ※資本金の額等が1,000万円超5,000万円以下である法人にあっては1,000万円とし、資本金の額等が5,000万円超である法人にあっては2,000万円	—	不均一課税 初年度 1/10 2年度 1/4 3年度 1/2	固定資産税	3年間
過疎地域 2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間
上記2つのいずれかの適用を受けたもののそれ以外については、 ・新設の場合 投下固定資産額、リース代金及び借上料1,000万円 ・増設の場合 投下固定資産額、リース代金及び借上料1,000万円	上記3つのいずれかの適用を受けたもの以外  3  2(既存5)	課税免除	固定資産税	・半島振興の適用を受けたものは2年間と3年目について、不均一課税額の合計額を上限に免除 ・過疎地域、同意集積区域の適用を受けたものは終了後2年間免除 ・上記以外で、左記の適用基準のものは5年間の免除